

「知的財産推進計画2015」のフォローアップ及び 「知的財産推進計画2016」に向けた検討体制

1. 知的財産戦略本部（平成27年6月19日）

○「知的財産推進計画2015」を決定

○安倍総理から以下のとおり、とりまとめ発言で指示あり。

地域中小企業の知財戦略の強化や、大企業、大学との連携強化のため、地方知財活用促進プログラムを推進していきます。また、我が国のコンテンツと周辺産業が業種の垣根を越えて連携して海外展開するため、意欲ある事業者のマッチングの場である官民連携プラットフォームを創設してまいります。クールジャパン戦略もこれを核に、官民が連携して一層推進していただきたいと思っております。

さらに、我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向け、証拠収集手続や損害賠償額の在り方などの総合的な検討を進めてまいります。また、人工知能、3Dプリンティングの普及が進むなど、デジタル・ネットワーク時代にふさわしい著作権法などの法制度の在り方などの検討にもしっかりと取り組んでまいります。

高度な技術、豊かな文化コンテンツなど、我が国の知的財産を活用し、国際競争力を高め、成長を確かなものとするよう、政府一丸となって知財戦略を進めていく考えでございますので、何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

2. 検証・評価・企画委員会（平成27年10月以降）

○ 知的財産戦略本部の下、新たな検討体制を整備し、検証・評価・企画委員会の新たな構成員の下、産業財産権分野会合、コンテンツ分野の会合で従来どおり、「知的財産推進計画2015」の検証・評価及び「知的財産推進計画2016」に向けた企画・立案のための議論を行う。

また、総理指示を受けた重要な検討課題については、検証・評価・企画委員会の枠組みにおいて、知財紛争処理システム検討委員会及び次世代知財システム検討委員会をそれぞれ開催する。

○ 知財紛争処理システム検討委員会（平成27年10月28日第1回会合）

年度内とりまとめを目指し、主に以下の論点について議論

- ① 権利者の立証負担を軽減するための証拠収集手続の改善
- ② ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現
- ③ 権利付与から紛争処理を通じた権利の安定性
- ④ 差止請求権の在り方
- ⑤ その他（中小企業の支援等）

○ 次世代知財システム検討委員会（平成27年11月6日第1回会合）

年度内とりまとめを目指し、主に以下の論点について議論

- ① 情報利活用時代のイノベーションと知財制度
- ② 技術革新により新たに生じる情報の取扱
- ③ 情報保護の対応強化の必要性